平成２３年（フ）第３２号
兵庫県豊岡市下陰233番地
債務者　有限会社ライフパック・タムラ
代表者代表取締役　田村　　透
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後４時30分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番７―103号
債務者　株式会社ツールボックス
代表者代表取締役　田代　秀雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　初男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５号
兵庫県豊岡市上陰188番地
債務者　但馬鉄工株式会社
代表者代表取締役　小國　重信
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午後４時30分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
長崎県西海市崎戸町本郷1452番地４
債務者　有限会社北川水産
代表者代表取締役　北川　正人
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　英博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午後３時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１１９号
愛知県西尾市東幡豆町本郷19番地１
債務者　杉山　繁夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年８月１日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７号
山口県防府市千日１丁目５番１号
債務者　村川　和弘
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　善英
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年９月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
神奈川県平塚市南金目2279番地の３
債務者　臼井　和也
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　秀信
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３２７号
神奈川県南足柄市岩原170番地16　サンシティ岩原210、旧住所神奈川県小田原市飯泉500番地の１
債務者　中尾　康子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劒持　京助
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２５号
上海市金山区工清西路88弄46号1102室金天地、住民票上の住所香川県さぬき市大川町田面480番地１
債務者　安部　英樹
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　尊載
4　破産債権の届出期間　平成23年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４３号
北海道登別市桜木町３丁目23番地８、前住所北海道登別市緑町２丁目15番地１　エクセル緑町103号
債務者　須田　伸一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
北海道登別市桜木町３丁目23番地８、前住所北海道登別市緑町２丁目15番地１　エクセル緑町103号
債務者　須田真由美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
茨城県牛久市刈谷町５丁目24番地６
債務者　中村　義孝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５号
茨城県牛久市刈谷町５丁目24番地６
債務者　中村　久美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７号
茨城県土浦市大岩田1715番地３　大岩田団地県営204―202
債務者　横山　和久
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８３号
岡山市北区船頭町134番地
債務者　大本　和也
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　幸徳
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部